



Title	カトリックの教説と月経：タブー・中絶・避妊と月経
Author(s)	池端, 祐一郎
Citation	未来共創. 2024, 11, p. 175-201
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/97815
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

カトリックの教説と月経

タブー・中絶・避妊と月経

池端 祐一朗

要旨

月経に関する女性の不遇を論じる際、「タブー」があることはこれまでも論じられてきた。その「タブー」には宗教と関連づけられて説明されているものも多い。そして、そうした「タブー」が月経を巡る女性の環境が改善できない要因の一つであるとも指摘されてきた。本稿は、そうした「タブー」の中でカトリックと関連するものについて、検討したものである。

本稿では、まず月経とタブーが（西方教会を含む）カトリックにおいてどのように論じてきたのかを確認した後（第1章）、月経コントロールに有用なピルを禁止する要因である中絶（第2章）と避妊（第3章）の言説が歴史上どのような言説を経てきたのか、月経周期による避妊を認める要因（第4章）について検討をする。

本稿は、この検討において、①月経のタブーとカトリックを論じる際、その多くは教会の司祭等の現場の教導職によるものであり、教皇や教皇庁によって一元的に禁じていると言える教説はほぼないこと、②月経コントロールにも有用なピルの使用の禁止の背後には中絶と避妊の言説があるが、ここでは月経自体は特に関心を示されてはいないことを明らかにした。

目次

はじめに

- 1 月経とタブー
 - 2 なぜ中絶や人工授精が原則として禁止されているのか
 - 3 避妊の教説の歴史
 - 4 避妊と人口問題——オギノ式とその他の避妊法
- おわりに

キーワード

カトリック
月経
タブー
中絶
避妊

はじめに

月経と女性の生活を論じる際には、その対象の地域を問わず月経を巡る「タブー」についても論じられることが多い。杉田映理と新本万里子の編著『月経の人類学』(2022)には月経を取り巻く「タブー」が世界の様々な地域に存在し、それらによって月経への対処が不十分な状況のままであることが示されている¹。

このように月経を取り巻くタブーがあるという記述はこの書籍に限ったものでもなく、人類学に限ったものでもない。例えば、フランスのフェミニストとして有名な哲学者シモーヌ・ド・ボーヴォワール(1908年-1986年)は、1949年に出版された主著『第二の性』において月経と女性の歴史についても論じている。その中には、妊娠・出産と並んで月経が女性の労働能力を減退させて長期にわたって身体的な不自由を強いてハンディキャップとなったり²、月経が汚れたものとして扱われたり³、あるいは月経について知らない少女が月経による出血に思い悩んで自殺を図ったり⁴、使用済みの生理用ナプキンを捨てるのが容易では無かったり⁵といったことへの言及などがある。これらは、杉田・新本(2022)のフィールドワークに基づく研究と通じる要素も多い。

そして、このボーヴォワールの記述からは、女性の普段の生活において、月経中の様々な症状による不便があり、それとは別に月経に対するタブーによる不便があったことが示されている。このボーヴォワールの『第二の性』の記述を基に様々なフェミニストらによる言及がなされてきた⁶。その他の月経と女性の生活に関する思想研究についても、フェミニズムに依拠するものが多く見られる。フェミニズム哲学の学術誌『ヒュパティア』*Hypatia*の近年の論稿を見渡すだけでも、2022年のロザーノの論稿のように、月経周期に応じた女性に対する制限の原点が女性を守ることにあった可能性を示唆するようなものもあり⁷、必ずしも女性差別に対する批判のみで論じられているわけではない。

こうした研究の多く(特に思想研究やキリスト教の影響が強い地域での研究)では、月経を性的な「タブー」あるいは宗教などの文化的要因による「タブー」があるものとして記述される。

本稿では、そうした月経に関係する「タブー」の中で、性と文化が重畳になっている中絶や避妊について、主にカトリックの教説に関連づけて検討をしていく。月経に関する思想研究は既述したように、フェミニストによるものが多く、ボーヴォワールのように特に影響力の大きい論者はキリスト教の影響が強い欧米圏に集中している（特にボーヴォワールは、まさにカトリックの影響が大きいフランスの女性であり、本人もカトリックの家庭で育っていることは知られている）。そうしたフェミニストの論稿の背後にある教説や歴史を知ることは重要であるが、本邦ではそれが十分であるとは言い難い。そのため、本稿では、そうした記述の背後にある歴史を知るために、まず月経とタブーの歴史についてまとめられたウタ・ランケ - ハイネマンの記述（第1章）を確認していく。そして、ランケ - ハイネマンやボーヴォワールが月経と関連があるとしたキリスト教（特にカトリック（西方）教会）と性について、とりわけ詳しく論じられる中絶と避妊について見ていく。この際、中絶と避妊の教説史で恐らく最も参照されているジョン・ヌーナンの研究に概ね即した形で検討をする（中絶は第2章、避妊は第3章）。加えて、カトリックの教説で現在認められている月経周期に基づく避妊についても確認をする（第4章）⁸。この過程で、①カトリック（西方）教会に限ると先行研究で論じられていた「タブー」は最高権威である教皇や教皇庁が示したものはほとんどなく、②月経コントロールにも有用なピルについても中絶や避妊の禁止の言説において、胎児の生命の観点からは検討されても月経や女性の身体については特に関心を示されてこなかったことが明らかとなってくる。

1. 月経とタブー

古くから、月経を語る際には生殖がつきまどってきた。この月経に関する記述を紐解くと、聖書やアリストテレスなど、古代から様々な文献で論じられてきたことがわかる。ボーヴォワールは女性と社会に焦点を当てて論じていたが、そうでない観点から月経のタブーについて論じている人物もいる。ウタ・ランケ - ハイネマンもそうした研究者の一人であり、特に月経のタブーとカトリック教会に焦点を当ててその歴史をまとめている。

彼女によれば、古代のキリスト教において、(性交は生殖のためにすべきものであることから)月経中の女性との性交は妊娠しないという見解があったために性交が禁止されていた。さらに、旧訳聖書の『レビ記』では、「人が月経中の女と交わり、これを犯す場合、女の血の源をさらすことになり、女もまた自分の血の源をあらわにするのであるから、両者とも民の中から断たれる」(『レビ記』20・18)とされていることなど、月経に関する記載がある。それらを受けて、ランケ・ハイネマンは、「月経中の女性の定めに従い七日間不浄であり、彼女が触れるものすべて不浄になり、彼女が触れる人、または彼女が触れたものに触れる人、および彼女が触れた人が触れた人が触れたものに触れた人は汚れている」と述べる⁹。そうした月経中の性交渉を避ける理由の中には、障害者は月経中にみごもったものだとするものも含まれていた。そうした見解は医学の進歩とともに放棄されていき、16世紀には月経中の性交は「軽い罪」と言われるに留まった。また、月経中の聖体拝領は、東方教会では教派によっては16世紀頃まで拒まれていた。西方教会では、完全には禁止されていなかったが、女性が畏怖の念から聖体拝領に参加しないのであれば尊重するという玉虫色の方針が取られた。これにより、聖体拝領を許されていないこともあった¹⁰。

このように、月経と性交は密接に関連づけられものであった。しかし、興味深いことに、この西方教会の延長線上にあるカトリック教会の教説の中でもカトリック教会全体に教えを発する立場の教皇や教皇庁の文書に限ると、月経そのものを忌むような記述を発見するのは容易ではない。実際、ボーヴォワールもランケ・ハイネマンも、教会の個別の聖職者等の発したものはあっても、教皇あるいは教皇庁の発したものについては、ランケ・ハイネマンが「大グレゴリオ」と記載した教皇グレゴリオ1世(在位590年9月3日-604年3月12日)の書簡のみである¹¹。

そこから読み取れるのは、月経のタブーとされているもので、ヴァチカンが明白に禁止していると断言できるものはほとんどなく、これまで言及した論者たちの言うところの「タブー」はその下にいる各地域の教導職の解釈によるものであるという可能性である。そこには、カトリックの頂点にあるヴァチカンの問題視しておらず、各地域の担当者が独自に禁止しているに過ぎな

い可能性すらあるのである(私の確認した限りでは、現在の日本国内の司教協議会は月経に関して禁じるようなことはしていないし、そうした禁止をしている教会も見当たらない)。教会の教区や特定の地域など、その「タブー」が適用されている範囲は異なる。こうした「タブー」には、カトリックの教説ではなくて、その土地に元からあったものに起因し、それと現地の教導職が結びつけている可能性もあるだろう(実際に各地域や教会で異なるかどうかは、杉田らのようなフィールドワーカーによる検証を待つ必要があるだろう)。

一方で、「月経のコントロール」という観点で見た場合、ピルは極めて有効なものである。しかしながら、避妊薬としても有用であるために、ヴァチカンではピルの使用を否定し続けている。その否定の背景を知るために、次節ではカトリック教会が中絶も避妊も禁止する理由を確認しつつ、月経のコントロールの可能性について検討をしてみよう。

2. なぜ中絶や人工授精が原則として禁止されているのか

人間の創造は神の意志によるものであるべきであるために、カトリック教会は原則として中絶も避妊も禁止している。1897年に教皇庁の検邪省(かつて教皇庁にあった異端審問所の後身で、現在の教理省の前身)が出した人工授精についての解答において、人工授精を無条件に不道德なものであるとした。この解答では、「創造主の意志と計画に基づいた新しい生命の出産だけが、追求する目的を驚くほど完全に実現させ」るために、創造主の意志と計画に基づく方法は「肉体と精神の自然に合ったもので、夫婦の尊厳と子供の正常なそして幸福な発育に合ったものなのである」としている¹²。

この解答には本章が求めるものが端的にまとめられている。少なくともこの当時から現在に至るまで、カトリックの教説では、性行為は結婚した男女が子供をもうけるためだけに許され、「夫婦行為」と表現されたりしている。そのために、子供をもうけないための避妊は否定されるのである¹³。さらには、教皇ヨハネ・パウロ2世(在位1978年10月16日-2005年4月2日)は、人間の生命は創造主自身の不可侵性を反映し、神聖にして不可侵な性格を帯びると教えている。それは、聖書の中に、人間は神のかたどりと神の似姿をもって

神によって形作られ、神が人間の生命の絶対的な主であることを宣言し、十戒において神と人間が結んだ「殺してはならない」という掟があるためである¹⁴。こうした見解から、人間存在それ自体が神聖なものであり、その創造は神の意志に任せられなければならないとしているのである。そのため、婚姻外の妊娠であっても神の意志によるものであり、（たとえ強姦によるものであったとしても）胎内にいる人間は神聖であるため、その人間を殺害することになる中絶はしてはならないのである。

しかしながら、受胎／受精 conception¹⁵の瞬間から人間であるために受精卵の破壊も殺人であるとするような教えが、ずっと継続されてきたわけではない。初代教会において、胎児の時期を問わず中絶は禁止されていた（つまり、受胎の瞬間から禁止されていた）¹⁶。その教えは、アリストテレスの質料形相論がキリスト教社会に受容されることで覆される。肉体の素となる質料に人間の魂たる形相が入ることで人間となるとした質料形相論は、男は受胎後40日程、女は受胎後90日で人間の魂が入るとされた¹⁷。その質料形相論がいつ受容されたのかは研究によって差があり、明確ではない。また、これ以降の議論においても「受胎」が必ずしも現代の「受胎」と同一の時期でないことにも注意が必要である（例えば、ヌーナンは、胎動初感の瞬間に入魂がされるという議論にはアリストテレスの影響があると見ていることを記しているが¹⁸、現在では胎児が動き始めるのは一般に妊娠18週以降とされている）。

欧米圏の研究でキリスト教における中絶の歴史について最も参照されているジョン・ヌーナンの論稿「歴史上ほぼ絶対的な価値」によると、初代教会では形相のあるなしにかかわらず禁止されていたが、受胎後一定期間を過ぎるまでは中絶が認められていたことを指摘する（この論稿の邦訳が結論部のみであるためか、本邦では、この論稿の本論がキリスト教の中絶の歴史を論じていると認識している研究者は非常に限定的である¹⁹）。4世紀、東方教会では、聖書外典集である『初代教会法令集』*Apostolic Constitutions*において「形相のある胎児 formed fetus」を殺すことが非難され、西方教会でも聖ヒエロニモ（347年-420年頃）が子種には次第に形相が備わるとしたり、アウグスティヌス（354年-430年）が肉体の中に形相がないためにまだ感覚がないとしたりするなど4世紀頃には質料形相論の受容が見られた²⁰。このような認識はローマ皇帝

グラティアヌス（在位367年-383年）によって作成された法にも組み込まれており、そこでは中絶は胎児に形相のあるときだけ殺人となるとされていた²¹。そうした区別は、教皇インノチェンツィオ3世（在位1198年1月8日-1216年7月16日）の治世に起こり、中絶することを情婦にもたらしたカルトジオ修道会の修道士の事例においても見られた。そこでは、胎児が「生命を宿していたvivied」なら殺人であるとする例外規定が示された。その後、教皇グレゴリオ9世（在位1227年3月19日-1241年8月22日）は一般的なものを収録した教令集を作成し、この「生命の宿し」は「魂の宿しensouled」と同義として扱われた。一方で、グレゴリオ9世は避妊や中絶や幼児殺しのために何事かをおかすのであれば殺人であるともしている²²。その後、1679年には教皇インノチェンツィオ11世麾下の検邪省が中絶に関して、妊娠した少女の殺害や恥を防ぐ目的での魂を宿る前の胎児の殺害を許容し、理性的魂は出産時に持つと思われるために中絶は殺人ではないとするなど、妊娠の全期間で中絶が容認されるような時期もあった。しかし、神学と生物学の両方の発展とともに質料形相論の受胎後一定期間で形相が備わるという形式への信頼は揺らいでいくことになる。特に、1827年のカール・エルンスト・フォン・ベアによる卵細胞発見から1875年の人間の発生時の精子と卵子の結合が観察されるまでの間に有機体についての認識が変容していき、有機体の構成要素は受精の瞬間に生じするように思われた。1869年には、教皇ピオ9世が教令において中絶を理由とした破門における「魂を宿した胎児ensouled fetus」への言及を止めたことで、受精の瞬間の即時入魂の暗黙の容認がなされた²³。これにより、カトリック教会における質料形相論に基づく遅延入魂説が正しいとする教えは終わることになる。

そして、月経に着目している本稿が、ここでヌーナンの研究に加えて注目をしておきたいのが、アリストテレスの月経についての記述である。とりわけアリストテレスの『動物誌』では、質料形相論について記述をした第7巻第3章²⁴においてばかりか直前の第2章でも月経を取り上げている。そこでは、月経中の女性が身体的にダルさを覚えること、月経直後に子宮の入り口が閉じるために妊娠しないと述べていることなどを記述している²⁵。アリストテレスは、月経による身体的負担や月経と妊娠の関係についての観察もしていた

のである。アリストテレスにはこのような記述もあるにもかかわらず、カトリックの教説では月経による身体的負担には関心をほとんど示してこなかったのである。

こうしたカトリックの中絶の教えの変容と連動して避妊についての教えも変容し、(月経コントロールにも有用な)避妊効果のあるピル(に類するようなもの)の使用についても影響をもたらすことになる。

3. 避妊の教説の歴史

キリスト教社会は避妊行為を古代から否定してきた。

オナンは、その子孫が自分のものとならないのが分かっていたので、兄に子孫を残さないように、兄嫁のところに入る度に子種を地面に流した。彼のしたことは主の目に悪とされることであったので、彼もまた殺された²⁶。

これは『創世記』の中の記述であり、いわゆる膣外射精をして避妊をしていたオナンは神によって殺されている。

ヌーナンは避妊についてもその歴史をまとめている。その彼の著書『避妊——カトリック神学者及び教会法学者によるその取り扱いの歴史』では、『創世記』でのオナンによる膣外射精の記述にもあらわれている通り、古くから様々な避妊方法が知られていたことなどが記されている。その中にはキュレネ学派(紀元前4世紀頃)の月経後に樹液を水・ワインに混ぜたもの、あるいは原種、生姜、胡椒、サフランを調合したものを飲むことで効果があるとされたものなどのような薬によるもの、ヒポクラテス学派の月経後が最も妊娠しやすいとした周期によるもの、そして魔術(医術と魔術は近いものであった)もあった²⁷。そうした魔術の使用は、初代教会において批判された。特に中絶及び避妊においては、中絶や避妊による子殺しのために悪であり、ドラッグを使用するという医療による魔術の使用(当時、魔術の使用は罪sinであった)のために悪であるという二重の悪があった²⁸。その後、アウグスティヌスは膣

外射精を実践する教えに変更するのを批判し、生殖を目的としない性交を悪であるとした²⁹。時代の経過とともに〈医術＝魔術〉という認識は次第に変化し、また避妊であるかどうかとも定義に依拠した。そこには西方教会の地域でのアヴィケンナ(イブン・スィナー (980年-1037年))の受容も関連していた。性交前の精液に影響を与えることで性欲を抑えることを目的とするのは、自制心を人工的に補助するものと見なされる可能性がある一方で、性交の結果が実らないようにする可能性もあった。アヴィケンナによる性欲の抑制効果のみに期待した薬の提示は、他の避妊薬とは区別された³⁰。しかし、(スペイン国王、教皇ボニファティオ8世(在位1294年12月24日-1303年10月11日)、教皇クレメンス5世(在位1305年6月5日-1314年4月20日)の担当医であった)ヴィラノヴァのアーノルド(1238年-1311年)はリビドー(性欲)を抑制し、受胎を避け、母乳と月経を減少させる45の医術のリストを提示していた。ここでヌーナンは、アヴィケンナが性欲抑制効果のみを持たせていたイタリアニンジンボクとカラミントにも妊娠を防ぐ能力があるように見せられるなど、性欲抑制と避妊の両方の効果を同時に持たせている点を指摘している。一方で、ヌーナンは、その後も避妊を罪^{sin}であると考えていた事例があったことを提示している³¹。さらにヌーナンは、1232年から1480年の間、婚姻中の多くの人格が性交を求めつつも出産を避けたことも指摘する³²。こうした検討から、中世においては避妊が大きな社会問題であったと考えることはできないとヌーナンは見ている³³。ヌーナンは、その後の検討においても、1450年から1750年の間は、性交は子孫を残すためのみに開始されるというアウグスティヌスの見解の実質的な排除があり³⁴、薬や毒による避妊を教会の教説は「殺人」とし続ける一方で、膣外射精による避妊についてはほとんど適用されていなかったとしている³⁵。これは避妊という目的自体はそれほど問題となっていなかった時期が相当期間あったことを示唆している。

しかし、こうした古い規則に対して、1762年にフランス国王ルイ15世(在位1715年9月1日-1774年5月10日)が大学から6千人を追放し、1773年には教皇クレメンス14世(在位1769年5月19日-1799年8月29日)がこれを支持する。これにより、この古い規則は、制度と知性の両方からの圧迫に合うことになる。ヌーナンは、これにより道徳神学に最悪の時期を生起させ、フラ

ンスの聖職者からの問い合わせに教皇庁は逐次応じるようになったと見ている。それらの質問は主に「オナニズム」についてのものであり、そうした問答は19世紀まで継続した³⁶。そうした問答の中で、妻の協力についても問題となった。夫が膣外射精をしようとしていることを知っていたときに妻は道德上の罪 *moral sin* があると考えた神学者もいた。1822年から1823年にかけて教皇庁内邪院は夫が非常に凶悪な手段でもって迫ってきた場合には妻は罪に問われないとした。さらに1853年4月19日、教皇庁の異端審問所は、これまで教皇庁の公式文書で扱われることの無かったコンドームについて、その使用自体が膣外射精と同じく本質的に悪であるために教会において違法なものであり、夫がコンドームを使用するのを知りながら妻が受け身の状態で受け入れることも本質的に悪に協力することであるとした。これにより、妻の協力を得る前に行なう膣外射精と、協力を得た後に行なうことの罪の違いが認識された³⁷。ヌーナンは、ここで、それまでの「殺人 *homicide*」や「男色 *sodomy*」のように19世紀の「オナニズム」という独特の呼び名には、卑劣で醜いものだと非難する機能そして議論のカプセルであると主張する機能の二重の機能が、それによって罪 *sin* にこだわる傾向があったと指摘する³⁸。

ここまで見てきた通り、避妊に関する検討は、そのほとんどが膣外射精についてと薬についてであり、器具に関するものはここ250年ほどであることが分かる。そして、こうした避妊についてあまり注意が払われていない時期には、避妊は罪ではあったとしても、性欲を抑制する目的で実施されたことの副次的な効果であるとされていたことが分かる。さらに、その効果は限定的で、神による人間の創造を完全に妨げるものではないとしてある程度許容していたと見る事が出来るだろう。このように性欲の抑制のための薬等の使用を認めていた時期であれば、女性がピル（に類するもの）を服用して月経をコントロールしていても許容する余地はあったかもしれない。しかし、クレメンス14世の治世以後は厳格化され、現在まで続いていくことになる。

さらに、ここでヌーナンの検討に付け加えるならば、カストラート（去勢をした男性ソプラノ歌手）が職業として認められており、教皇聖歌隊にすらも相当期間所属していたことがあげられるだろう。去勢という絶対的な避妊化のためにも使用される医術を、職業の能力のために施していたのである。金

谷・植田(2014)は、①16世紀末にカストラートは教皇聖歌隊に公式入隊しており、その後、②18世紀中頃に教皇ベネディクト14世が去勢手術を行なった者を教会から破門にしたり、身体に何らかの欠損があるのを認めなかったためにいかなる部位の切除も禁じたりしたこと、③教皇クレメンス14世は女性が教会で歌ったり教皇領の劇場の舞台に出演したりするのを許可したこと、④1902年には教皇レオ13世がカストラートを永遠に追放する命令に署名したことなどが詳しく記されている³⁹。カストラートは、避妊が問題となっていたなら当然誕生しなかった職業である。そのことから、避妊自体がほぼ社会問題となっていなかった時期があり、ヌーナンの研究と同じくクレメンス14世の治世以降にこうした認識が変化していったことが伺える。

こうして膣外射精のみならず、器具を使用した避妊も禁止されたことで、ピル(に類するもの)による月経コントロールの可能性も併せて減少したのである。この後に肯定されるのが現在でもカトリックの教説において有効とされる排卵周期に基づく(通称「オギノ式」と呼ばれる)避妊法、つまり月経を基準とした避妊法である。そしてここで注目したいのは、やはり月経による女性の身体的負担への検討は見当たらない一方で、月経周期による避妊に注目するようになっていくことである。

4. 避妊と人口問題——オギノ式とその他の避妊法

避妊に関する議論において、1860年代以降はマルサスの発表した人口論によって生じた産児調節運動Birth Control Movementの影響があったとヌーナンは見ている。これにより、ヨーロッパの各地で議論や実践がなされ、フランスでは避妊プロパガンダを禁じる法律が1920年に制定されたり、ナチス・ドイツがバースコントロールクリニックを閉鎖したりといったことも起こった⁴⁰。

そうした時期に避妊具の使用について、例えば1880年に教皇庁内邪院は、「妊娠の可能性のない時期の夫婦行為は合法であるか」という質問に対し、「心配する必要はな」く、さらには「そうでなければ自慰行為に陥る可能性のある場合には、聴罪師はこの点について慎重に夫婦に教えることができる」として

いる⁴¹。この解答は「オギノ式」とも呼ばれる排卵周期に基づく避妊法の教会法との合法性の判断に大きな影響を与えた⁴²。

オギノ式は、荻野久作が1924年に発表した論文「排卵ノ時期、黄体ト子宮粘膜ノ周期的変化トソノ関係、子宮粘膜ノ周期的変化ノ周期及ビ受胎日ニツイテ」において、排卵時期によって受胎のし易さが異なるということを発表したものである。この中では、女性の月経の時期を知ることによって女性の胎内での排卵等の周期によって性交すると受胎しやすい時期が割りだされていた⁴³。

1930年には、教皇ピオ11世(在位1922年2月6日-1939年2月10日)は、回勅『貞潔な結婚』*Casti Connubii* (1930)において、ユダの子のオナンの行ないと並列させて避妊や中絶を墮落した邪悪な行為であるとして、これらを正当化することを批判している一方で、排卵周期による避妊法については批判していなかった⁴⁴。

1961年には教皇ヨハネ23世(在位1958年10月28日-1963年6月3日)が回勅『母親と女性教導者』*Mater et Magistra*の中で、人口問題について、「産児制限や避妊などという非常手段」に訴える人もいる⁴⁵が、全知全善の神がこの世界に無尽蔵の資源を散布しているために⁴⁶、人口増加による食料の不足が起こることは思われないという認識を示した⁴⁷。しかしこれは、わずか4年後の1965年、彼が招集した第二バチカン公会議の出した『現代世界憲章』で、人口増加から生ずる問題が憂慮されているという見解が示さることで覆されることになる⁴⁸。その後、この資源が有限であり、人口問題が存在するという認識は踏襲され、1995年の教皇ヨハネ・パウロ2世の回勅『いのちの福音』においては、人口過剰に対して貧しい国々では出生を抑制する政策が取られ続けているとして非難している⁴⁹。さらには、創造主である神のみが人間の生命をコントロールすることが許されているために、自然な方法での生殖を求める⁵⁰。そのために、避妊は原則として許されることはなく、夫婦間の行為の真実の尊重からは程遠いと批判する⁵¹。

21世紀においても、例えば、教理省は、避妊を目的として用いられることもある通経剤を用いて人工的に月経を起こすことは、着床している胚を中絶するという限りにおいて、避妊ではなく中絶の罪に陥ると教えている⁵²。ここで、古代のキリスト教では月経中は妊娠しないとされていたために禁止さ

れていたというランケ・ハイネマンの指摘を思い出して欲しい。同じような現象が、現代では妊娠する可能性がないわけではなく神の意志に委ねられるために避妊法として許されるのである。月経を基準とした避妊に対して、解釈の転回が起こっているのである。膣外射精に至っては、禁止されたり、許容されたりして、現在の禁止に至っている。しかし、膣外射精が認められていた期間ですらも、毒や薬による避妊だけは禁止されていた。現在でも、カトリック教会は、原則として、ピルの使用を認めていない(さらには、性交をしないのが一番確実な避妊法であると断言もしている)。月経コントロールのためのピルの使用も出来ない状態となっている背後には、このような中絶・避妊の論点においてピルの使用がそもそも禁止されていることがあるのである。

おわりに——月経についてのカトリックの教導職の関心とその他の研究

本稿でこれまで見てきたように、カトリックの教説を巡る中絶や避妊における関心は、人間の生命とその創造にあり、それらを人間が意図的にコントロールすることにあった。これらの文脈において、アリストテレスが質料形相論とともに月経での女性の身体的負担について記述していた。それにもかかわらず、考慮はされてこなかったのである。

こうした観点から、そもそも「胎児／生まれていない子供」への関心はあったが、その他の当事者の置かれた状況についての観点がほぼなかったことが窺える。そうした状況は1995年の教皇ヨハネ・パウロ2世の回勅『いのちの福音』における中絶した女性への言及により転換し始めている。

他の人々からの友情に満ちた、専門的な援助と助言によって、さらに皆さん自身が味わった痛ましい経験の結果、皆さんは、すべての人がいのちの権利を持つことのもっとも雄弁な擁護者となりうるのです。これから子供たちの誕生を受け入れることによって、あるいは自分の身近にいてくれる人を必要とする多くの人々を迎え入れ、世話をすることによ

て、いのちとかかわることをとおして、皆さんは人間のいのちに対する新しい見方を推進する人となるでしょう⁵³。

それまで「生まれていない子供」の「生命」にその関心をほとんど割き、中絶に加担した人を非難するだけであったことを踏まえれば、これは非常に大きな変化である。だが、ひるがえって、非常に関心があった中絶に関する言説ですら、中絶をした女性に目を向けて寄り添うような態度をようやく取り始めた状況であるとも言えるのである⁵⁴。

このような状況は当然月経の論点にも当てはまる。ここまでで明らかになったように、中絶を焦点にしたときは非常に詳しく論じられている。しかし、月経はその中絶に関する論点ですらほとんど目を向けられることはなかった。そのため当然ながら、中絶と同程度の緻密さで月経を焦点に論じることではできない。約2000年の歴史と言説の蓄積があり、ボーヴォワールなどの議論のもととなっているカトリック教会といえども、月経を焦点にして論じる知恵や経験の蓄積があると言い難い状況なのである。

実際、医学誌『ランセット』*Lancet*には、2012年に、①出産を経験した経産婦よりも出産を経験していない不経産婦の方が乳がん、卵巣がん、子宮がんのリスクが高く、実際、不経産婦が多い修道女のそれらのがんの発症率は高いこと、②経口避妊薬はそれらの死亡率を大幅に低下させ、乳がんのリスクを増加させることはなく、卵巣がんと子宮がんの両方のリスクを大幅に減少させることを確認したという論文が掲載された。そこでは、教皇パウロ6世が1968年に出した回勅『人間の生命』*Humane Vitae*において修道女については全く言及していないために、彼女たちに避妊薬を自由に使用できるようにすることで、彼女たちのリスク軽減をすることが期待できると結論づけられていた⁵⁵。

この回勅『人間の生命』以降の教説においても、そもそも性行為全般が禁じられている修道女に関して、避妊薬を使用してはならないとした記述はない（もっとも、使用許可を明示する記述もない）。それどころか、教皇庁教理省は、2008年に出した指針『人格の尊厳——生命倫理のいくつかの問題について』において、避妊を目的として用いられることもある通経剤を用いて人工的に月

経を起こすことは、着床している胚を中絶するという限りにおいて中絶の罪に陥ると教えており、治療目的の使用は許していることが分かる⁵⁶。これらを踏まえると、そもそも性行為全般をすることがないとされている修道女であれば、避妊薬の使用は他の女性以上に許される可能性があるかもしれない——しかしながら、去勢を認めないためにカストラートを禁じたことを踏まえると、肉体の機能、特に生殖機能の減殺を人為的行なうことに教導職が消極的であるという見方も当然できる。

一方で、一般の女性に対しては、ピルの使用による感染症のリスクを上昇させる可能性をカトリック教会は提示するであろう。2005年6月10日、教皇ベネディクト16世（在位2005年4月19日-2013年2月28日）は教皇庁を訪れたアフリカの司教達に向かって、特にHIV/AIDSに関して以下のような発言をしている。

人を殺すばかりでなく、大陸の経済的安定と社会的安定を深刻に脅かすAIDSウイルスと戦うための貴兄たちの努力を今後とも継続するよう、私は強く主張します。カトリック教会はAIDSの予防と治療の両方において常に最先端にいます。教会の伝統的な教えはHIV/AIDSの広がりを防ぐ唯一絶対安全な仕方であるとわかりました。この理由に対して、「キリスト教の結婚と貞節が備える交際、喜び、幸せ、平和、加えて純潔が与える予防手段は、忠実な信徒達、特に若者達に絶え間なくプレゼントされなければなりません」⁵⁷。

これは婚姻に基づく特定のパートナーと生涯を添い遂げ、そのパートナーとしか性交をせず、避妊具などを否定するということが唯一絶対安全であると述べているのである。

この発言と同じ年の2005年9月に発表されたカジュビラの論文では、ウガンダの首都カンパラで実施されたコンドームのプロモーション活動のその後について調査をしている。その調査の結果、カジュビラは、コンドームを使用していない人の方が使用している人よりも不特定多数と性交をしており、結果としてHIV/AIDSをより蔓延する状況になっていることを示した⁵⁸。ベ

ネディクト16世の発言はこうした研究結果を念頭に述べたものと思われる。

現在でもこのように、修道女へのピルの使用の可能性を論じる学術論文もある一方で、現行のカトリックの教えを補強するような研究もある状況である。しかし、本稿全般を通して、本稿で確認した先行研究の述べる「タブー」は月経をコントロールするものではないために、①教皇や教皇庁によって統率されたものと断言できるものではなく、②それぞれの教導職の解釈によるものあるいはカトリックとは別のその土地にあった「タブー」と結びついた可能性があるということが判明している。これを踏まえると、もしカトリックの影響が強い地域において本稿で提示した先行研究のような月経に関する「タブー」が存在し、そうした土地で月経を巡る活動をするのであれば⁵⁹、フィールド調査で宗教の教説と関わりがあるとする言説があるとしても、それが本当にカトリック教会の教説に由来するものであるのかは確認をする余地があるであろう。さらには、本稿のようにその言説の背景などを確認をしていく必要もあるだろう⁶⁰。そうすることで、そのフィールドでの活動の仕方もより効果的なものにすることができる可能性があるのである。

- * 本稿で参照したカトリックの公文書は公式の邦訳に准じ、表記は慣例に従った。但し、読者の理解促進を目的として邦題がラテン語のカタカナ表記になっているものは、筆者の訳した邦題を記した。
- * 聖書の引用は原則として日本聖書協会『聖書 新共同訳』（2018年版）を使用した。但し、一部、文章に合わせて、該当文書の邦訳中の訳や筆者の訳を採用した。
- * 通例、教会法典の表記はCanonあるいはCan.であるが、本稿では1917年の『カトリック教会法典』と1983年の『カトリック新教会法典』を使用するため、『カトリック教会法典』を『教会法典』、『カトリック新教会法典』を『新教会法典』と記した。
- * 本研究において、アリストテレスの参照は岩波書店の『アリストテレス全集』（1968）に依拠し、ページ表記はベッカー版で表記した。ベッカー版は、Academia Regia Borussia (ed). 1970. *Aristotelis Opera: Ex Recensione Immanuelis*

Bekkeri. W. de Gruyterを参照した。

- * 本研究は、JST次世代研究者挑戦的研究プログラムJPMJSP2138の支援を受けたものである。

略号

Dz-sch

Denzinger, Henricus & Adolfus Schönmetzer. 1976. *Enchiridion symbolorum, definitionum et declarationum de rebus fidei et morum*. Verlag Herber KG (ヘンリク・デンツィンガー & アドルフ・シェーンメッツァー 1982『カトリック教会文書資料集——信経および信仰と道徳に関する定義集(改訂版)』浜 寛五郎訳、エンデルレ書店)

注

- 1 杉田・新本編 2022
- 2 ボーヴォワール 2023a:140; ボーヴォワール 2023b:102-104, 135-138; ボーヴォワール 2023c:412
- 3 ボーヴォワール 2023a:319-325
- 4 ボーヴォワール 2023b:96-98
- 5 ボーヴォワール 2023b:102-103
- 6 そうした言及についてはFischer (2018)の373-374ページに詳しくまとめられている。
また、アイリス・マリオン・ヤングが『女性の身体経験について』*on Female Body Experience*の第6章「月経省察Menstrual Meditations」で特に月経について扱っているが、その論述はやはりボーヴォワールの『第二の性』無しには成立しないものとなっている(この書籍全般を通じて、本稿が目指すカトリックと月経に関する記述は特段見当たらなかったため、本稿では取り上げなかった)(Young 2005)。
- 7 Lozano 2022:533-534
ロザーノは、アフリカ系コロンビア人に関するこの論稿において、月経周期・妊娠・産後ダイエットに応じた制限が設けられていること、それらの月経周期や妊娠の時期に応じた制限は女性を守るためであったかもしれないことを指摘している。その一方で、前夜に性行為をした者は女性のみ鉱山に入れないなど、合理的ではない処置も現地にはあることも指摘している。
- 8 欧米の文献では、中絶や避妊に関する教えの歴史の著作として、Noonan (1970)及びNoonan (1986)は頻繁に言及されるが、本邦ではほとんど参照されていない (Noonan (1986)の初版は1965年)。ヌーナンこれらの研究の内容を大まかに知ることが出来るという点においても、本稿の価値はあると考える。

9 ランケ - ハイネマン 1996:28

ボーヴォワールも、キリスト教と月経のタブーについて論じている。ボーヴォワールもやはり、『レビ記』における女性の汚れについて言及し、この月経が男性の淋病の不浄と対になった記述であることを指摘する(ボーヴォワール 2023a:320, 323, 344)

10 ランケ - ハイネマン 1996:28-33

11 ランケ - ハイネマン 1996:32

例えば『新教会法典』第212条では以下のように規定されている。

第212条 (1) キリストの代弁者であるがゆえに、教会の牧者が信仰の教師として宣言すること、および教会の統治者として決定することに対し、キリスト信者は自己の責任を自覚し、かつキリスト教的従順を実践しなければならない。

(2) キリスト信者は、自己に必要なこと、特に霊的な必要、及び自己の望みを教会の牧者に表明する自由を有する。

(3) キリスト信者は、各人の学識、固有の権限、地位に応じ教会の善益に関し、自己の意見を教会の牧者に表明する権利及び時として義務を有する。同様にまた、信仰及び道徳の十全性並びに牧者に対する尊敬心を損なうことなく、共通の利益及び人間の尊厳に留意し、自己の意見を他のキリスト信者に表明する権利及び義務を有する。([『新教会法典』 202)

意見表明が認められているが第3項における「牧者に対する尊敬心を損なうことなく」の部分は注意が必要である。同様に1962年から1965年に実施された第二バチカン公会議で出された最後の文書『現代世界憲章』には、夫婦は神の掟を福音の光の下で「正式に解釈する」教会の教導職に従わなくてはいけない旨も記されている(第二バチカン公会議『現代世界憲章』 n.50)。

教皇庁の文書には記載されていないことで、それぞれの現場でそれぞれの教導職が解釈をして教えていることの中に月経のタブーの多くがあるものと思われる。カトリック教会の月経についてのタブーについての記述にも地域差があるのも、そのためだと思われる。

12 Dz-sch 3323

13 例えば、1880年に教皇庁内邪院は、夫が避妊具を使用して夫婦行為をしようとした場合は、妻は、避妊具を使用する夫を暴行者に等しいものとみなして積極的に抵抗しなければならないとするなど、避妊具の使用に否定的であった(Dz-sch 3638-3640)。1917年に施行された『教会法典』では、婚姻の目的は、第一に「子女の出産と養育」であり、第二に、「夫婦の相互補助、および情欲の鎮和」であるとされ(『教会法典』1013 § 1、「終生的交接不能は、……自然法上婚姻を無効」(『教会法典』1068 § 1)と規定されるなどの規定がある。『新教会法典』にも同様の規定がある(『新教会法典』1084 § 1)。

14 教皇ヨハネ・パウロ2世『いのちの福音』 n.53

15 本章の本文中でも記している通り、「受精」の概念は、カール・エルンスト・フォン・ベアー

が卵細胞を発見し、その後人間の発生時の精子と卵子の結合が測定された19世紀に確定した。それ以前には「受精」という考えは存在しないと見ていいであろう。そのため、「受精／受精 conception」と記した。

16 特にゴーマン(1990)が詳しい。

17 アリストテレスは『動物誌』第7巻第3章に男児は40日くらい、女児は90日で動きがあるという記述があり、月経については第2章から既に記述がある。加えて、この日数になるまでは「未分化の肉状物」とであるとしている(583a14-583b10)。

18 Noonan 1970:54

19 このNoonan (1970)を教説史の論稿として捉えている研究者は本邦では非常に少ない。その理由について私は既に拙稿(2023)の註3で論じている(池端 2023:154-155)。

20 Noonan 1970:14-15

21 Noonan 1970:20-21

22 Noonan 1970:21

23 Noonan 1970:33-39

この認識について、ロジャー・ローゼンブラットは、10世紀までに地方教会による法律を統一するようになると質料形相論はそれに含まれ、1234年の教皇グレゴリオ9世の教皇令に教皇インノチェンツィオ3世の「生命を宿していたvivied」胎児と「生命を宿していないnon-vivified」胎児に区別した手紙(1211年)が含まれることで、統一された教会法にはアリストテレス学派の定則を採用して解釈されたとしている(ローゼンブラット 1996:88, 93-94)。

同様に、生命倫理が学問分野として独立する切っ掛けの一つとなったヘイスティングス・センターの創設者であることで知られるダニエル・キャラハンは、教会の会議の多数は5世紀から12世紀までの間に明白に中絶を非難した上で、「形相のあるformed」胎児と「形相のないunformed」胎児の区別が、非難に値する中絶であるかどうかの指標とされたこと、ローゼンブラットとほぼ同時期ではあるが、認識に若干の誤差を示す。しかしながら、キャラハンは、最初の教会法を編集するための十分に組織的な試みである教皇グラティアヌスの1140年の『決心』*Decretum*で「魂が身体に入る前に中絶に至らしめる人は殺人者ではない」とされ、1234年の教皇グレゴリオ9世の『教皇告示』*decretals*をもって、区別は支持されたとしていることから(Callahan 1970:411-412)、1234年の教皇グレゴリオ9世の教皇令によって区別することを西方教会として支持していたことが窺える。

認識のズレも若干見られるが、質料形相論に基づいて中絶を容認していた時期が相当期間あったという認識は概ね一致している。

24 583a14-583b10

25 582a34-582 b30

26 『創世記』38・9-10

27 Noonan 1986:14-16

この書籍の初版は1965年である。この書籍は教皇パウロ6世の避妊を研究するための委員会に影響を与えたと言われている (*New York Times*. April 21. 2017)。私の確認した限りでは、第二バチカン公会議後の中絶に関する調査をした委員会しか避妊を扱うものは発見できなかった。第二バチカン公会議は1965年12月に閉会しており、時期的には整合性が取れる。この委員会の結論は、委員会内部での提示すべき倫理原則が完全に一致しておらず、問題の解決方法が教会の結婚の倫理教説から離れるものも見られた。そのため、パウロ6世は、「提出された資料を詳細に検討し、問題を慎重に考慮し、また真剣に祈った上で、キリストから与えられた命令にもとづいて」回答することにし、回勅『人間の生命』*Humane Vitae*を出した(教皇パウロ6世『フマーネ・ヴィテ』nn.5-6)。こうした影響のあった書籍であるが、本邦の中絶や避妊に関する研究ではほとんど言及されることはない。

医術と魔術が近いものであったことはヌーナン自身がNoonan (1970:8-9)で示している。さらには、Noonan (1970)の註17では、「英語の聖書において“妖術sorcery”や“魔法witchcraft”のように一般に誤って訳されている」とも記述をしており(日本語の聖書の該当箇所(ガラテヤ5・20でも「魔術」と記載されている)、この魔術と医術の用語の使用をヌーナンは意図的に実施している(特にNoonan (1986)の92ページ及び104ページ)。

28 Noonan 1986:92

29 Noonan 1986:121-130

ここでヌーナンは、アウグスティヌスがマニ教の影響から精液を注入しない非生殖的な性交を神聖なものであると考えていた時期もあるが改めたことも記載している (Noonan 1986:124, 130)。

30 Noonan 1986:203

31 Noonan 1986:207-213

教皇クレメンス5世は、教皇がローマからアヴィニョンに移動させられたいわゆるアヴィニョン捕囚(1309年-1377年)の当事者である。ヌーナンは記していないが、このクレメンス5世の時代に実施された(そしてアヴィニョン移転後初の公会議であり、テンプル騎士団を解散させたことで有名な)ヴィエンヌ公会議(1311年-1312年)でアリストテレスが承認されたことで、質料形相論が公認のものとなったとする見方もある(Harst 1983:12-19)。

32 Noonan 1986:227

33 Noonan 1986:230

34 Noonan 1986:339

35 Noonan 1986:365

36 Noonan 1986:395

37 Noonan 1986:398-400

アーニエ・コリアの『コンドームの歴史』は古代エジプトからコンドームのような道具があり、人類は現在まで使用していることを示している(コリア 2010)。

38 Noonan, 1986:405

そして、この文脈において、ヌーナンは（本稿第4章で触れる）1930年の教皇ピオ11世の回勅『貞潔な結婚』におけるオナンについての言及について触れている。

39 金谷・植田 2014:85-91

40 Noonan 1986:406-411

41 Dz-sch 3148

42 Dz-sch 3148; 横山 2020:86-88

ここで大事なのは、荻野久作が論文「排卵ノ時期、黄体ト子宮粘膜ノ周期的変化トソノ関係、子宮粘膜ノ周期的変化ノ周期及ビ受胎日ニツイテ」(荻野 1924)を発表した1924年よりも前に、そうした方法を含む手法を教皇庁が是認していたということである。これは、教皇庁が荻野よりも前にそうした方法を科学的根拠をもって主張していたというよりは、月経を基準としていつ頃は妊娠しやすい／しにくいといった伝承が古くからあった（本稿の場合であれば、第1章のランケ・ハイネマンの研究や本稿註18のアリストテレスが月経中は妊娠しにくいとしたものである）ために、そうしたものを含めた言及であろう。

43 荻野 1924

特に第4章「受胎日二就テ」ではまさに受胎時期について論じられている(荻野 1924:490-501)。その中でも、特に戦時のデータを排除して平和時のデータのみを見ると、統計上月経開始から8日目の交接が一番妊娠しやすく、21日以後の交接では少数であると分析している(荻野 1924:494)。

44 教皇ピオ11世『カスティ・コンヌビー』nn.53-55, n.64

45 教皇ヨハネ23世『マテール・エト・マジストラ』Ⅲ, n.187

46 教皇ヨハネ23世『マテール・エト・マジストラ』Ⅲ, n.189

47 教皇ヨハネ23世『マテール・エト・マジストラ』Ⅲ, n.188

「実を言うと世界全体からみれば、人口増大と経済発展ならびに食糧産高との間の関係は、——少なくとも現在および近き将来では——難問をまき起こすようには思われない。とにかく確実な結論をひきだしてくる諸因素が、あまりにも不安定かつ変動的なのである」と本文はなっている。

48 第二バチカン公会議『現代世界憲章』n.47

49 教皇ヨハネ・パウロ2世『いのちの福音』n.16

50 教皇ヨハネ・パウロ2世『いのちの福音』nn.52-55

51 教皇ヨハネ・パウロ2世『いのちの福音』n.13

52 教皇庁教理省『指針 人格の尊厳』n.23

53 教皇ヨハネ・パウロ2世『いのちの福音』n.99

54 こうした傾向は中絶の論点に限ったことではない。例えば、2009年に教皇庁保健従事者評議会が開催したろう者の信仰生活と宣教司牧を巡る会議の講演録『エッフアタ！——教会

共同体のろう者』の日本語版の訳者あとがきに「ろう者たちは洗礼を受けたとしても、教会の合理的配慮がないために、信仰から離れてしまうことも多いのです」(教皇庁保健従事者評議会2018:218)と記されている。ここには、(少なくとも本邦の)カトリックの権威者である聖職位階制 hierarchy (=教導職)においても、障害者に対する配慮が足りないという自覚があることが窺える。

さらには、2023年8月30日の『ニューヨーク・タイムズ』紙には、教皇フランシスコ(在位2013年3月13日-)が米国のカトリック教会の一部の保守派が視野の狭い時代遅れの代わり映えのしないビジョンを主張しているが、彼らが教会の指名全般の受容、そして、時代とともに教説の変更の必要性の受容を拒否しているとして、その「後進性」を嘆いていることを報じた。さらには、米国のカトリック教会が保守的で、中絶やセクシャリティなどの社会問題に固執して貧困や環境への対応をなおざりにしており、教皇に対して「非常に強力で組織化された反動的な態度」であるとして非常に強い言葉で失望を示したことも報じている。この記事は、米国の一部のカトリック信徒のイデオロギー的傾向が彼らを文化戦士に変容させ、使徒たちに健全で円満な信仰ではなく、教説への歪んだ見方を提供しているとする教皇の嘆きをはっきりと表明した異例のものであることを指摘する。さらに、そうした批判者が阻止しようとするものが、教会に前進をもたらす教皇職としての彼の主要なテーマとなっていると言及したことも報じている(*New York Times*, August 30, 2023)。この記事が示しているのは、カトリック教会の権威組織である聖職位階制の内部、しかも頂点にある教皇とアメリカの(カトリック統治組織である)司教協議会という上層部ですらまだ対立がある状況であるということである。

- 55 Britt and Short 2012:2322-2323

*Humane Vitae*の邦題は『回章「フマーネ・ヴィテ」——適正な産児の制限について』である(教皇パウロ6世 1969)。

- 56 教皇庁教理省『指針 人格の尊厳』n.23

- 57 Pope Benedict XVI *Address of his Holiness Benedict XVI to the Bishops of South Africa, Botswana Swaziland, Namibia and Lesotho, on their "Ad Limina Apostolorum" Visit*, n.4

- 58 Kajubi 他 2005:77-82

このコンドームの文脈には、ピルも当てはめることができるであろう。一方で、避妊効果のない生理用ナプキン等は当てはまらないことは明らかである。そこには、恐らく、杉田・新田(2022)で度々出てきたタブーや性的なものであるために恥ずかしがったり、隠したいといった心理的な要因もあったりするものと思われる。月経に関する研究の論稿が女性によるものばかりで、男性によるものが極端に少ないのにはそうした影響(そして、カトリックの教説のようにそもそもの無関心による影響)もあると考えられる。

個人的な経験ではあるが、私は、(記憶が正しければ)一般幹部候補生として在籍していた陸上自衛隊幹部候補生学校の救急法の講義において、止血用のガーゼの代用品として生理用ナプキンを使用することができると教育を受けて以来、私にとっての生理用ナプキンは(どこのコンビニエンスストアでも売っているために)一番入手容易な止血用の資材としても使えるものという認識になった。しかも、衛生面に配慮されたパッケージングがなさ

れており、相当量の血を吸収し、他者への血の付着も普通のガーゼや他の代用品（ティッシュ等）に比してにくい（防疫効果が高い構造）といった利点があるのである。存在はなんとなく知っていても、教わるまで、その構造を意識したことはなく、当然そうした「応用」は全く思い至らなかった。

恐らく、こうした認識を転換するような経験を与える教育も有用な場合があるように思われる。

59 杉田は、実際、ウガンダでフィールド調査をしている（杉田 2016）

60 これは思想のみに限定されない。例えば、月経の抑制効果があるのは避妊薬だけではない。月経と薬物の関係について指摘している研究として、Howard (1992)がある。彼女は、その論稿の中で、コカインやヘロインといった薬物に依存している女性は、その化学物質の影響で月経が妨げられることを経験し、妊娠できないと信じている。その結果、薬物乱用をしている女性の多くが妊娠に気がつくのが遅れ、健康管理や家族計画に利用可能な選択肢が限定されることがあるとしている（Howard 1992:649-650）。

こうした薬物の蔓延した地域において、単純にカトリックの教説通りにするように説いたところで、既に薬物に手を染めているような人たちが従うと想定するのは現実的ではない（もし簡単に一掃できるのであれば、依然として薬物を一掃できていない地域を管轄している大司教区の聖職者らはとてつもない非難にさらされていなければならない）。

また、こうした地域では、杉田らのような月経に関する活動においても、薬物撲滅の活動をしている人々と協力して同時並行的に活動をしていく必要もあるかもしれない。

参考文献

アリストテレス

1968 『アリストテレス全集7 動物誌(上)』 島崎三郎訳、岩波書店

池端祐一郎

2023 「リベラル・カトリックとウォルター・モンデールの軌跡——カトリック大統領・生命倫理学・女性副大統領の誕生」『共生学ジャーナル』 7:137-160

萩野久作

1924 「排卵ノ時期、黄体ト子宮粘膜ノ周期的変化トソノ関係、子宮粘膜ノ周期的変化ノ周期及ビ受精卵ニツイテ」『日本婦人科学會雑誌』 19(6):.23-72

金谷めぐみ、植田浩司

2014 「カストラートの光と影」『西南女学院大学紀要』 18:85-91

教皇庁

1992 『カトリック新教会法典』 日本カトリック司教協議会教会行政法制委員会訳、有斐閣

1962 『カトリック教会法典』 ルイジ・チヴィスカ訳、上智大学神学部

教皇庁教理省

- 2014 『指針 人格の尊厳——生命倫理のいくつかの問題について』 カトリック中央協議会
会司教協議会秘書室研究企画訳、カトリック中央協議会

教皇庁保健従事者評議会

- 2018 『エッフアタ！——教会共同体のろう者』 日本カトリック聴覚障害者の会訳、カトリック中央協議会

教皇パウロ 6 世

- 1969 『回章「フマーネ・ヴィテ」——適正な産児の制限について』 本回章翻訳委員会訳、中央出版社

教皇ピオ 11 世

- 1958 『カスティ・コンヌビー——結婚の倫理』 岳野慶作訳、中央出版社

教皇ヨハネ・パウロ 2 世

- 2008 『回勅 いのちの福音』 裏辻洋二訳、カトリック中央協議会

教皇ヨハネ 23 世

- 1961 『マテル・エト・マジストラ』 小林珍雄訳、中央出版社

ゴーマン, マイケル・J

- 1990 『初代教会と中絶』 平野あい子訳、すぐ書房

コリア, アーニェ

- 2010 『コンドームの歴史』 藤田 真利子訳、河出書房新社

杉田映理

- 2016 「月経はどのように捉えられ経験されるのか——月経対処が開発アジェンダになる中で、ウガンダの事例から考える」『東洋大学大学院紀要』 53: 1-16

杉田映理・新本万里子編

- 2022 『月経の人類学——女子生徒の「生理」と開発支援』 世界思想社

ボーヴォワール, シモーヌ・ド

- 2023a 『第二の性Ⅰ——事実と神話』『第二の性』を原文で読み直す会訳、河出書房新社

- 2023b 『第二の性Ⅱ——体験(上)』『第二の性』を原文で読み直す会訳、河出書房新社

- 2023c 『第二の性Ⅱ——体験(下)』『第二の性』を原文で読み直す会訳、河出書房新社

第二バチカン公会議

- 2013 「現代世界憲章」『第二バチカン公会議公文書改訂公式訳』 第二バチカン公会議文書
公式訳改訂特別委員会訳、カトリック中央協議会

デンツィンガー, ヘンリク、アードルフス・シェーンメッツァー

- 1982 『カトリック教会文書資料集——信経および信仰と道徳に関する定義集（改訂版）』
浜寛五郎訳、エンデルレ書店

ランケ - ハイネマン, ウタ

1996 『カトリック教会と性の歴史』 浜寛五郎訳、三交社

ローゼンブラット, ロジャー

1996 『中絶——生命をどう考えるか』 くぼたのぞみ訳、晶文社

横山美和

2020 「1930年代アメリカにおけるオギノ式避妊法をめぐる郵便・宗教産児調節運動の形態」『立教大学ジェンダーフォーラム年報』第21号, pp85-99

Academia Regia Borussica eds.

1970 *Aristotelis Opera*, Walter de Gruyter & Co.

Britt, Kara and Roger Short

2012 The plight of nuns: hazards of nulliparity. *Lancet*. 379: 2322-2323

Callahan, Daniel

1970 *Abortion: Law, choice and morality*. Macmillan

Fischer, Clara

2018 Gender and the Politics of Shame: A Twenty-First-Century Feminist Shame Theory. *Hypatia* 33(3):371-383

Harst, Jane

1983 *The History of Abortion in The Catholic Church: The Untold Story*. Catholics for a Free Choice

Howard, Judy

1992 Chronic Drug Users as Parents. *Hastings Law Journal*. 43(3): 645-660

Kajubi, Phoebe, Moses R. Kamya, Sarah Kamya, Sanny Chen, Willi McFarland and Norman Hearst

2005 Increasing Condom use without Reducing HIV Risk: Results of a Controlled Community Trial in Uganda. *Journal of Acquire Immune Defic Syndr* 40(1): 77-82

Lozano, Betty Ruth

2022 Feminism Cannot be Single Because Women are Diverse: Contributions to a Decolonial Black Feminism Stemming from the Experience of Black Women of the Colombian Pacific. *Hypatia*. 37(3): 523-543

Noonan, John T.

1970 An Almost Absolute value in History. *The Morality of Abortion; legal and Historical Perspectives*. pp.1-59. Harvard University Press

1986 *Contraception: A History of its Treatment by the Catholic Theologians and Canonists*, Harvard University Press

Pope Benedict XVI

2005 *Address of hie Holiness Benedict XVI to the Bishops of South Africa, Botswana Swaziland, Namibia and Lesotho, on their “Ad Limina Apostolorum” Visit*, Libreria Editrice Vaticana

Young, Iris Marion

2005 *On Female Body Experience: Throwing Like a Girl and Other Essays*, Oxford University Press

Catholic Teachings and Menstruation: Between Menstruation and Taboo/Abortion/ Contraception

Yuichiro IKEHATA

Abstract

It has been argued that there are “taboos” when discussing the unhappiness of women in connection with menstruation. It has also been pointed out that such “taboos” constitute one reason the circumstances surrounding women’s menstruation cannot be improved. This article examines some of these taboos related to Catholic teachings.

In this article, we first look at how menstruation and taboos have been discussed in the context of Catholic teachings – including in the Western Church – (Chapter 1), and then discuss abortion (Chapter 2), contraception (Chapter 3) – which are the factors that prohibit the use of contraceptive drugs that are useful for menstrual control – and the factors that support contraception throughout the menstrual cycle (Chapter 4).

The article’s findings show that (1) when discussing menstrual taboos and Catholic teachings, most taboos are due to the church’s actual magisterium and there exist no doctrines that can be said to be uniformly prohibited by the pope and the Holy See; and (2) behind the ban on the use of contraceptive drugs, there is discourse about abortion and contraception, but it has become clear that menstruation itself is not of particular concern.

Keywords : Catholic Teachings, Menstruation, Taboo, Abortion, Contraception